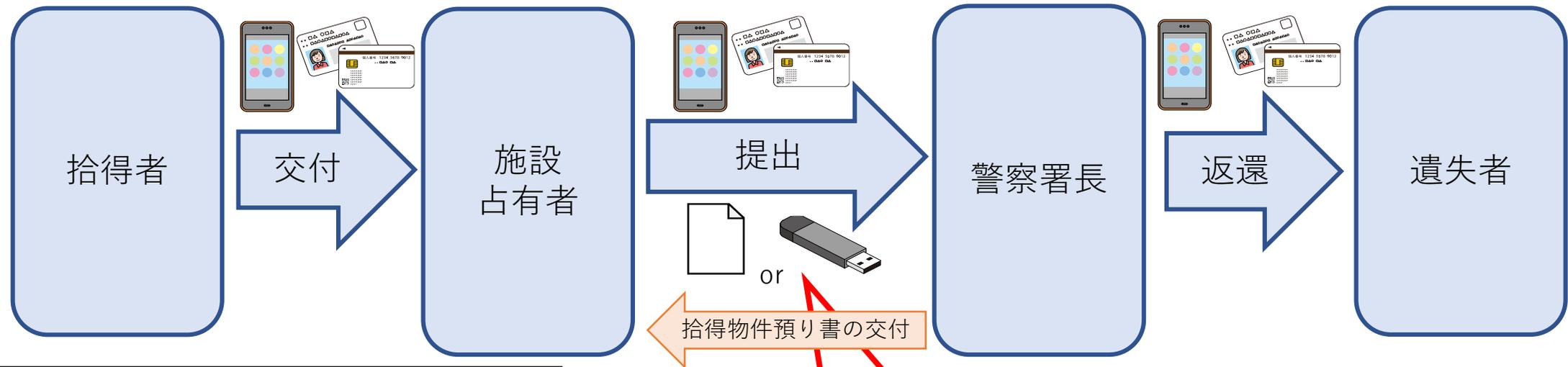


# 施設占有者からの物件提出の際の提出書の提出

## 《概要》

- ・自ら拾得し、又は拾得者から物件の交付を受けた施設占有者は、当該物件を遺失者に返還するか、又は警察署長に提出しなければならない。
- ・警察署長に物件を提出するときは、拾得物件に関する情報（※）を記載した「提出書」を併せて提出しなければならない。

## 《手続の流れ》



### ※ 拾得物件に関する情報

#### ①物件に関する事項

- ・物件の種類及び特徴
- ・物件の拾得の日時及び場所
- ・物件の交付の日時

#### ②施設占有者及び拾得者に関する事項

- ・施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- ・拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- ・施設占有者及び拾得者の費用請求権等の有無
- ・氏名等告知の同意の有無

拾得物件に関する情報(※)を記載した**提出書**を警察署長に提出